

平成28年4月1日から、補聴器条件の方が、第二種

免許を取得できることになりました

補聴器を使用すれば、両耳の聴力が10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる、運転免許証の免許の条件等の欄に「補聴器」の条件が付されている方

補聴器条件の方が取得できる免許の種類について

免許の種類		平成28年3月31日まで	平成28年4月1日以降
第一種免許	大型免許		
	中型免許		
	普通免許		
	大型特殊免許		
	大型自動二輪免許		
	普通自動二輪免許		
	小型特殊免許		
	原付免許		
	牽引免許		
第二種免許	大型第二種免許	×	
	中型第二種免許	×	
	普通第二種免許	×	
	大型特殊第二種免許	×	
	牽引第二種免許	×	

(注) 第二種免許の運転免許試験を受けるためには、21歳以上で、大型免許、中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けており、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除きます。)が通算して3年以上等が必要となります。詳しくは、住所地を管轄する運転免許試験場又は運転免許センターに、お問い合わせください。